

2018年9月5日

独立行政法人住宅金融支援機構との 「サービス付き高齢者向け住宅に対する融資における協調融資に関する協定書」 の締結について

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：上野 雅史）は、2018年8月24日付けで、独立行政法人住宅金融支援機構（東京都文京区後楽1-4-10 理事長 加藤 利男）と「サービス付き高齢者向け住宅に対する融資における協調融資に関する協定書」を締結しましたので、お知らせします。

当行と独立行政法人住宅金融支援機構が相互に連携することにより、良質なサービス付き高齢者向け賃貸住宅の供給を促進してまいります。

記

1. 協定締結日

2018年8月24日

2. 協定の内容

《概要》 弊行と独立行政法人住宅金融支援機構がお客様の同意のもと協調融資を行います。

《対象施設》 「サービス付き高齢者向け住宅」のうち「施設共用型」(※)が対象となります。

《その他》 ご融資の審査につきましては、弊行及び住宅金融支援機構がそれぞれ独自の審査基準に基づき審査を行います。審査の結果、ご要望に沿えない場合があります。

(※)施設共用型とは、共用部分に共同して利用するための台所、収納設備または浴室を備え、各住戸に水洗トイレ及び洗面設備を備えた専有面積18㎡以上ある住宅をいいます。

本件に関するお問い合わせ先 営業推進部 吉野 TEL：023-626-9015